

委員意見への対応について

1 委員意見

事業計画の項目について、2点追加を検討して欲しい。

「介護する方の権利擁護について」

介護する方は、金銭的に困っていたり、精神的・肉体的な負担も大きい。介護する方・される方が等しく擁護される地域に向け、取り組む事業があると良い。

「高齢者の救急搬送について」

高齢者の増加に伴い、高齢者の救急搬送も多くなっている。独居や認知症の方の場合、どうしても要領の得ない救急搬送となってしまう。本人が延命治療を希望していないのに、結果的に管だらけになってしまい、自宅に戻れないといったことや、平塚市では受け入れる施設がなく、静岡の老人病院に移らざるを得ないケースなどがある。看取りの問題やかかりつけ医の話に繋がると思うが、高齢者の救急搬送について、包括の事業計画の項目に入れていただき、包括を中心に地域住民に啓発いただきたい。

2 今後の対応

「介護する方の権利擁護について」

項目は追加しない。

<理由>

家族の介護負担が重いと虐待に至ってしまう傾向にあるため、虐待予防の観点から、介護している家族をどう支援するかが大切。その視点も含め、平成31年度計画において追加した、「3 権利擁護事業 養護者に対するケア体制の充実」の中で対応していく。

なお、高齢者虐待防止法による「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であって要介護施設従事者等以外の者」と定義している。

「高齢者の救急搬送について」

項目は追加しない。

<理由>

現在、消防本部とも連携しながら、救急搬送のあり方や市民への啓発等について検討している。今後、検討状況を踏まえながら、事業計画に具体化できるか考えていく。

以上